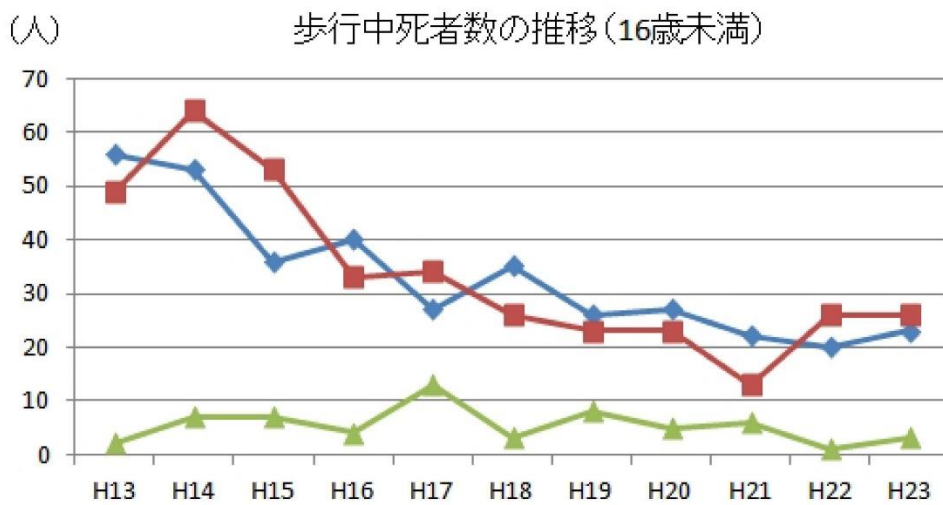


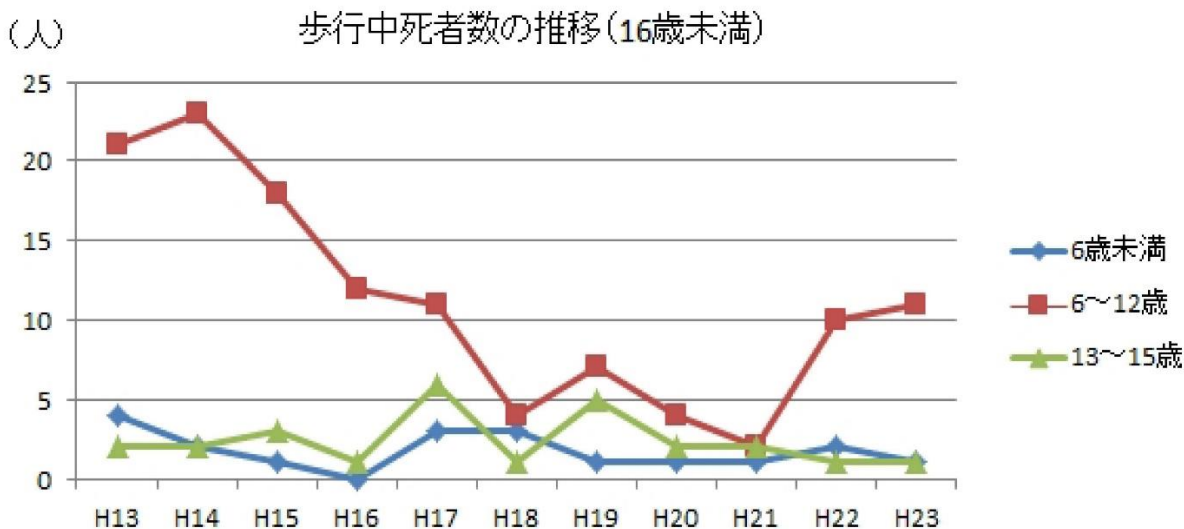
※「通学時の交通事故の特性と対策ー通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会のための資料ー」  
（公益財団法人 交通事故総合分析センター 常務理事 博士(工学) 山田 晴利）より引用

## 6歳～12歳(小学生)の歩行中の死者数は、「全目的」 「登下校目的」のいずれでも近年増加している。

### 〈全目的〉



### 〈登下校目的〉



【文部科学省告示 文体保第141号「交通安全教育の徹底について」その5】

学校においては、親子交通教室、学校通信、PTAによる登下校時の指導などを通じて、保護者の交通安全に対する理解と関心を高め、家庭において児童・生徒等が交通安全に関する望ましい習慣を身につけるようにその協力を求めること。

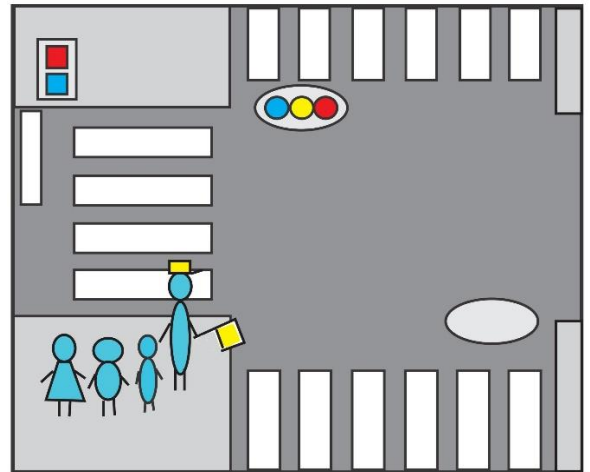
■場所1 交差点（横断歩道あり・信号機あり）

交通ルール遵守

- 歩行者は、歩行者用青信号が点滅したら、横断を始めてはいけない。また、横断中の場合は、すみやかに横断を終えるか引き返さなければならない。【道路交通法施行令 第2条】
- 車は、横断歩道を横断中または横断しようとする歩行者がいる場合は、横断歩道の前で一時停止し、その通行を妨げないようにしなければならない。【道路交通法 第38条 第1項】

交通安全教育

- 児童が横断歩道を渡る際は、一旦立ち止まらせ、横断歩道を横切ろうとする車がないことを確認させる。  
(※左右確認だけでなく、右左折で入って来る車の確認も。)



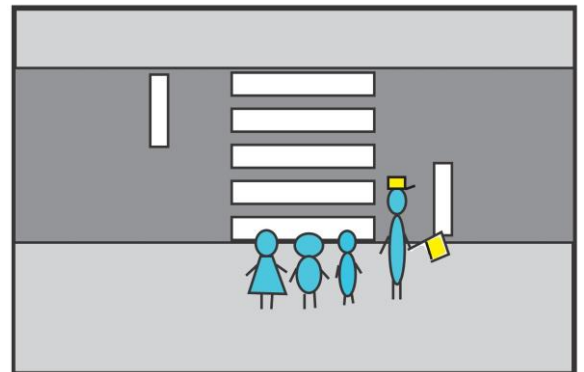
■場所2 単路（横断歩道あり・信号機なし）

交通ルール遵守

- 車は、横断歩道を横断中または横断しようとする歩行者がいる場合は、横断歩道の前で一時停止し、その通行を妨げないようにしなければならない。【道路交通法 第38条 第1項】

交通安全教育

- 児童が横断歩道を渡る際は、一旦立ち止まらせ、横断歩道を横切ろうとする車がないことを確認させる。  
(※併せて、車に対する一時停止義務の啓発も必要。)



■場所3 交差点（横断歩道なし・信号機なし）

交通ルール遵守

- 車は、交差点に入る際は、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。【道路交通法 第36条 第4項】
- 車は、交差点又はその直近で横断歩道の設けられていない場所において、道路を横断している歩行者の通行を妨げてはならない。【道路交通法 第38条の2】

交通安全教育

- 児童が交差点を横断する際は、一旦立ち止まらせ、交差点を通ろうとする車がないことを確認させる。

